

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その1(第7条関係)

政務活動費収支報告

令和7 年 4月 28日

福島市議会議長

萩原 太郎 様

会 派 名 一心会

代 表 者 名 二階堂 利枝

6 年度政務活動費収支報告について

福島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 6年度
政務活動費収支報告書を提出します。

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その2(第7条関係)

政務活動費収支報告書

6 年度政務活動費収支報告書

会 派 名 一心会

1 収 入

政務活動費 700,210 円

2 支 出

(単位 円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	0 円	
研 修 費	0 円	
活 動 旅 費	9,360 円	
広 報 費	0 円	
広 聴 費	0 円	
要請・陳情活動費	0 円	
会 議 費	0 円	
資料作成費	0 円	
資料購入費	0 円	
事 務 費	1,925 円	
合 計	11,285 円	

3 残 額 688,925 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

現金出納簿

支出科目(総括)

(No. 1)

年 月 日	番号	収入金額(円)	支出金額(円)	差引残額(円)	支 出 内 容
6 9 17		100,000		100,000	政務活動費
9 18	1		275	99,725	令和6年度タブレット端末通信料 (9月)
10 15		600,000		699,725	政務活動費
10 24	2		9,360	690,365	行政視察による旅費(山形市わんにゃんポート)
7 2 17		210		690,575	利息
3 31	3		1,650	688,925	令和6年度タブレット端末通信料 (10月～3月)
計		700,210	11,285	688,925	

現金出納簿

支出科目(活動旅費)

(No. 1)

年 月 日	番号	支出金額(円)	累計額(円)	支 出 内 容
6 10 24	2	9,360	9,360	行政視察による旅費(山形市わんにゃんポート)
計		9,360	9,360	

【マニュアル】様式第11号

支 払 証 明 書

百万	拾万	万	千	百	拾	壹
		¥	9	3	6	0

1 支払金額 円

上記の金額を支払ったことを証明いたします。

2024年 10月 24日

会 派 名 一心会

代表者名 二階堂 利枝



区 分 (該当をかこむ)	調 査 研 究 費	研 修 費
	活 動 旅 費	広 報 費
	広 聴 費	要 請 陳 情 活 動 費
	会 議 費	資 料 作 成 費
	資 料 購 入 費	事 務 費
内 訳	9,360円	
理 由	行政視察による旅費(日当)	
債権者 住所氏名	福島市五老内町3-1	
	一心会 二階堂利枝	

活動旅費内訳書

会派名	一心会
議 員	二階堂利枝
期 間	令和6年10月25日(金)
場 所	山形県山形市「わんにゃんポート(動物愛護センター)」

鉄道賃	運賃	自	福島	駅至	山形	駅	87.1 km(両)	3,040 円
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
	特急急行 料 金	自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
	グリーン 料 金	自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
		自		駅至		駅	km()	
	指 定 席 料 金	自	福島	駅至	山形	駅	87.1 km(両)	3,320 円
		自		駅至		駅	km()	
航 空 賃		自		至			km()	
		自		至			km()	
車 賃		自		至			km()	
		自		至			km()	
		自		至			km()	
		滞在	0	日分	(1日に付		2,100 円)	0 円
日 当			1	日分	(1日に付	3,000 円)	3,000 円	
宿 泊 料			0	夜分	(1夜に付	14,800 円)	0 円	
計								9,360 円

R6年 10月 22日

会派名 一心会

代表者 二階堂 利枝 様

(議 員) 二階堂 利枝

政務活動承認申請書

区 分 (該当をかこむ)	調査研究・研 修・広 報 広 聴・会 議
期 間	R6年 10 月 25 日
参加者氏名	二階堂 利枝
場 所	山形県山形市 わんにゃんポート(動物愛護センター)
目 的	本市には動物愛護センターの設置がないので、山形市のわんにゃんポートの施設や取り組みを参考にして、今後、本市の政策の参考にしたい。
承認欄	(代表者氏名) 二階堂 利枝

令和6年 11月 22日

福島市議会議長 萩原 太郎 様

会 派 名 一心会

代表者名 二階堂 利枝

政務活動報告書

区 分 (該当をかこむ)	調査研究・研修・広報 広聴・会議
期 間	令和 6年 10月 25日(金)
参加者氏名	二階堂 利枝
応 対 者 (名刺の写し添付)	山形市健康医療部生活衛生課 動物愛護センター (わんにゃんポート) センター長 桜井 武 〒990-0891 山形市大字船町1030-1 TEL: 023-681-1210 FAX: 023-681-1211 E-mail: warryan@city.yamagata.lg.jp 山形市健康医療部 生活衛生課 山形市動物愛護センター 専任技師 阿部 浩宣 〒990-0894 山形市船町1030-1 TEL: 023-681-1210 FAX: 023-681-1211 Mail: warryan@city.yamagata.lg.jp 山形市健康医療部 生活衛生課 動物愛護センター 主 任 小木曾 正彦 〒990 0894 山形市船町 1030-1 TEL: 023-681-1210 FAX: 023-681-1211 E-mail: warryan@city.yamagata.lg.jp
場 所	山形市動物愛護センター わんにゃんポート 山形県山形市大字船町 1030-1

【マニュアル】様式第3号

行 程 (別紙も可)	別紙の通り
目的・内容 ・成果等 (目的) (内容)	(目的) 山形市動物愛護センター(わんにゃんポート)の施設の見学と令和4年度から犬猫共に殺処分0を達成している山形市の取り組み内容を参考にし、本市でも犬猫の殺処分0を達成するため。 (内容) 1センターの概要 狂犬病予防法で設置が義務付けられている犬の収容施設と、動物愛護管理法に基づく動物の引き取りや負傷動物の保護機能を併せ持つ施設。 人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護精神や適性飼養の普及啓発を行うための拠点施設である。 山形市動物愛護センターは山形市が中核市に移行する平成31年4月1日に開設され、山形駅から車でおよそ20分に位置し、鉄骨造平屋建て、設備には観察室、診察室、処置室、保護室、譲渡対象動物室、ふれあい室、多目的ルーム、ボランティアルーム等があり、多くの市民に活用されている。 保護室には、隔離が必要な猫の感染症である猫白血病、猫エイズの部屋もそれぞれにあり、譲渡に繋がられないような猫でも、センターの獣医師や職員、ボランティアの方達と終生幸せに過ごせる施設となっている。 業務の内容は 「山形市動物の愛護及び管理に関する条例」より行われている。 人員体制は (正職員)事務職3名(センター長含む)、獣医師4名。 (会計年度任用職員)狂犬病予防技術員(7h/日)5名、事務員(5h/日)1名の計13名で、窓口対応時間は午前9時から午後5時(土日、祝日、年末年始を除く)、収容動物の管理は365日行っている。 愛玩動物看護師を会計年度任用職員として登用しており、獣医師のサポート体制を整えている。 2動物の収容、保管、譲渡 収容・保管 ・動物愛護管理法35条1項、第3項、36条2項、山形市動物愛護条例に基づいて行う。

- ・負傷動物の応急処置を獣医師が行う。
- ・その他、所有者不明の動物の公示、収容動物の飼養管理、譲渡判定、譲渡対象動物の周知。

譲渡

- ・譲渡前講習会 を行い、動物の譲渡を受けたい方には、事前にセンター若しくは山形県各保健所で行う譲渡前講習会を受講して頂く。センターでは毎月12日に開催(臨時開催もあり)。
- ・トライアル期間 を設け希望する犬猫を自宅で10日間ほど飼養し、相性を確認している。
- ・譲渡調査票 により、住居形態や家族の同意、終生飼養の意思の確認を行い、適正飼養を誓う誓約書を提出してもらったうえで、譲渡を行っている。

処分

- ・治療を加えても生存することが出来ず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると判断した場合は、致死処分をセンターの獣医師が1匹1匹麻酔薬の投与で行っている。

山形市動物愛護センターでは殺処分の施設は設置していない。

新しい飼い主探し・行方不明搜索掲示板

飼い主が自宅などで新たな飼い主を探している旨、飼い主が行方不明になった犬・猫を探している旨を、センター内の掲示板及び HP(ホームページ)に最長2カ月間掲示している。

3動物愛護・適正飼養の啓発活動

人と猫の共生社会安心プロジェクト

(1)猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業

目的 飼い主のいない猫による迷惑防止対策を進めるため、市内に住所を有する者又は市内に事務所もしくは住所を有する団体に対し、不妊・去勢手術費に係る補助金を交付している。

補助対象 多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫。

市内に生息する飼い主のいない猫。

補助金額 メス:上限 10,000 円

オス:上限 5,000 円

◎助成金が使える動物病院の範囲は山形県全体にしているため、市外で不妊手術を安価で行っているような病院にも連れて行くことが可能。

事業実績

年度	頭数			金額	備考
	不妊 (頭)	去勢 (頭)	合計		
R 2	124頭	79頭	203頭	1,387千円	※8,000円
R 3	250頭	119頭	369頭	2,595千円	※8,000円
R 4	262頭	186頭	448頭	3,550千円	
R 5	266頭	176頭	442頭	3,540千円	

事業実績 GCF(ガバメントクラウドファンディング)

ふるさと納税制度を通じて、山形市の猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業を広く発信し、適正飼養の普及啓発を図るとともに、市内外から財源を確保している。

○令和6年度の内容

募集期間令和6年8月8日から令和6年11月5日まで(90日間)

目標金額2,000,000円 All-in 方式

返礼品 返礼品は設けず実施。

寄付金の使途 猫の不妊・手術費補助金交付事業に充当している。

○年度別実績

年度	目標金額	寄附金額	支援人数	達成率
R 2	1,000,000円	1,132,500円	73人	113.2%
R 3	1,300,000円	1,558,000円	71人	119.6%
R 4	2,000,000円	1,492,000円	68人	74.6%
R 5	2,000,000円	1,457,000円	57人	72.8%

(2)地域猫活動団体等支援事業

飼い主のいない猫の適正な管理を図るため、地域猫活動を行う団体などに対して、活動に必要な物品を支給している。

対象者 市内に存する町内会

同一世帯ではない3人以上の市民で構成されるボランティア団体

支給物 猫用の餌、猫用のトイレ材を活動の対象としている猫の1カ月分
1対象者につき年1回

「町内会と連携した猫迷惑防止対策」

野良猫などの被害を町内会の問題として捉えてもらい、町内会とボランティアやセンターなどが連携して、不妊手術や猫の管理により組んでいる。

町内会の役割

- ・事前周知
- ・猫の把握
- ・補助金申請書類の提出

ボランティアの役割

- ・捕獲作業の補助、助言

センターの役割

- ・定期的な巡回
- ・町内の調整
- ・補助金の交付
- ・捕獲機貸し出し

エサやりさんの役割

- ・猫情報の提供
- ・捕獲前のエサの制限
- ・捕獲時の場所の提供
- ・適正なエサ、トイレ管理

(3)動物愛護教室・動物愛護絵画コンテスト

・動物愛護教室

子供たちが動物とふれあうことで、命の大切さを学び動物愛護の心が育まれ、心豊かに育つと考え市内の小中学校で実施している。

・動物愛護絵画コンテスト

令和6年度からの事業、山形市内の小中学校を対象に動物愛護に関する絵画を募り、市内数か所で展示するとともに、やまがた動物愛護フェスティバルで入賞者の表彰を行った。109点の応募があった。

4苦情・相談の対応

センターへの市民からの苦情・相談

犬では放し飼い・逸走・糞尿悪臭・引取りに対する案件、猫では引取り・負傷・糞尿悪臭に関する案件、犬猫共に減少傾向となっている。

イエローチョーク作戦

歩道に放置されている犬のフンの周囲を黄色のチョークで囲むことで、困っている人がいることを飼い主に訴えかけ、犬のフンの持ち帰りを促す取り組み。希望者にイエローチョークを配布している。

(成果)

(成果)

動物愛護センター(わんにゃんポート)のセンター長、獣医師の説明をお聴きし施設を見学させて頂き、本市の動物愛護センターの設置、動物愛護事業の充実の必要性を改めて実感した。



(ボランティアルーム)

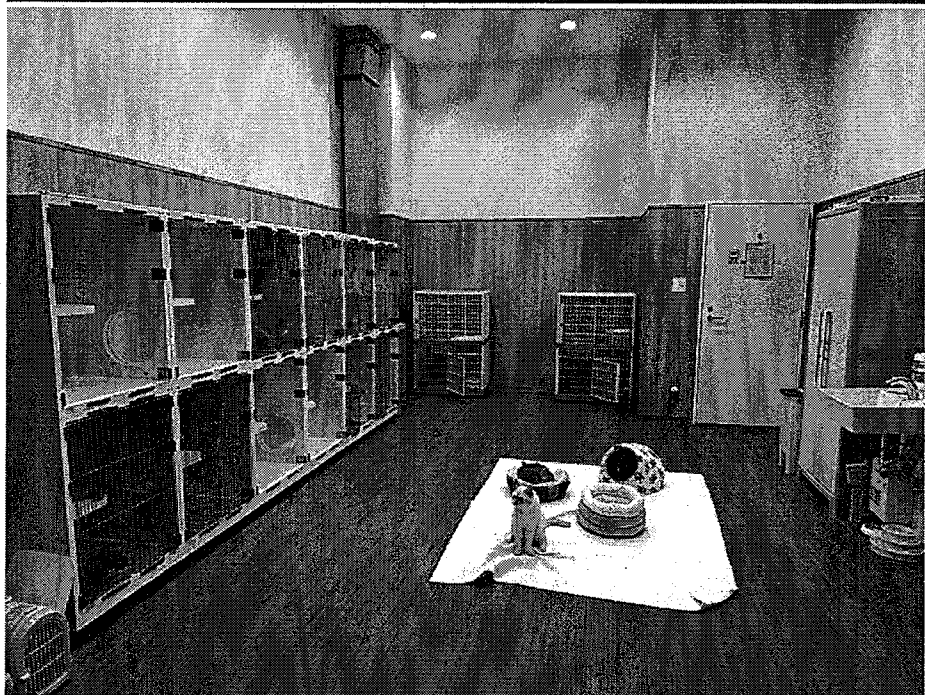
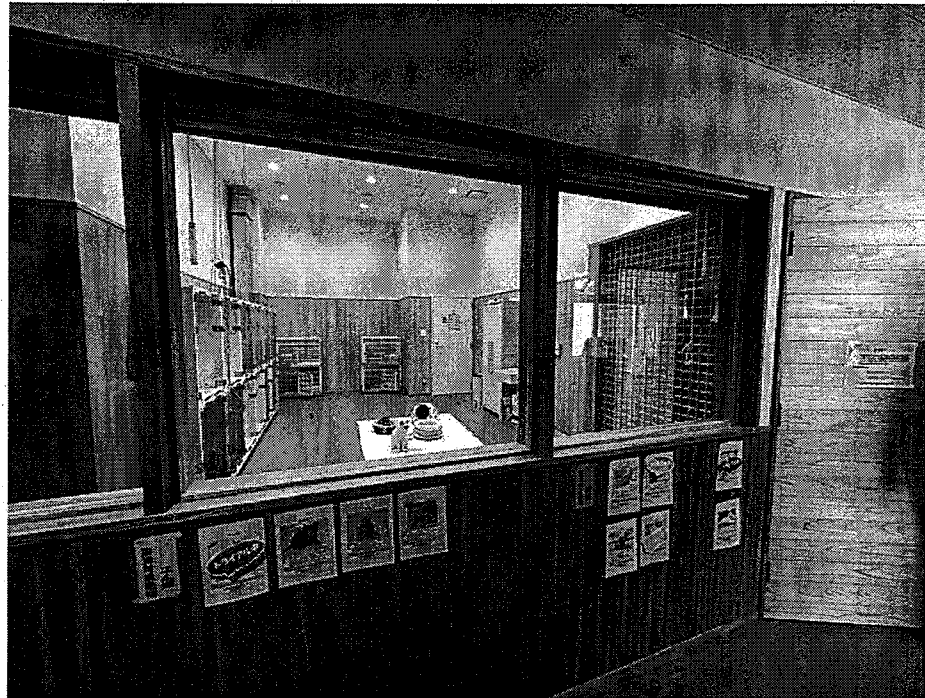


(犬の保護室)

多様に使用出来るボランティアルームは、ボランティアなどが積極的に集

い意見を出し合いながら活用することで、ボランティアからの動物愛護の
飼い主としての意識の向上が図られ、ボランティアではなくとも市民全体
への波及効果が見込まれる。

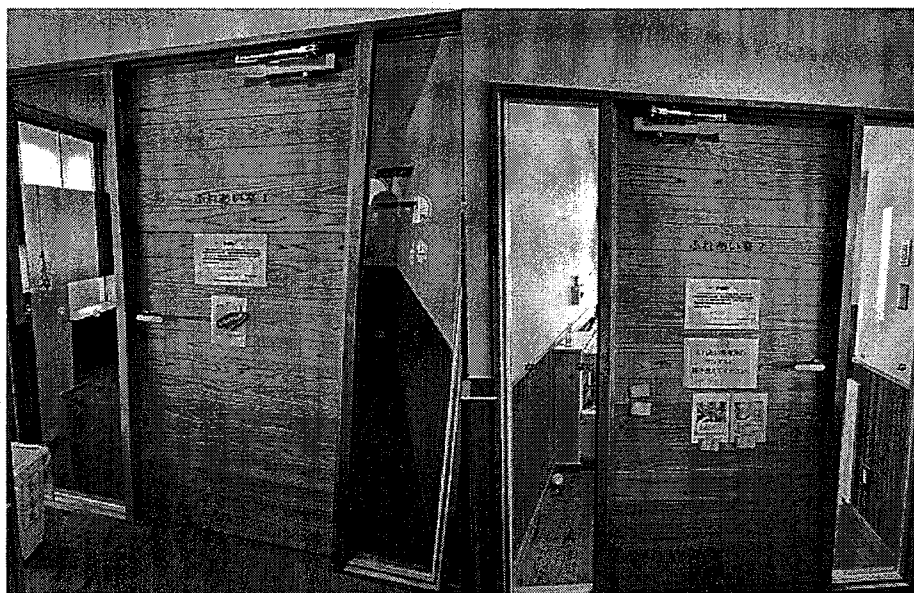
犬の場合は捕獲しても、飼い主がすぐに迎えに来てくれるので、殆ど使用
されず現状でも保護している犬は0頭であった。



(譲渡対象動物室)

譲渡対象動物室はガラス越しに猫を見る事が可能。

ひとつひとつのケージの大きさもとても広く、猫がとても穏やかでのんびりしている姿を見るだけでも訪れた市民が癒される効果があり、犬猫の命を大切にする施設としてだけではなく、市民の憩いの場としても期待出来る。



(ふれあい室)



(作業場)

作業場も広く清潔感があり、業務に係る方達も快適に作業が出来て、作業効率が上がることが期待される。

施設には生後間もない60gの時から獣医師やミルクボランティアに育てて貰った猫が居たり、交通事故などで負傷し足が不自由な猫やもう施設に数年いる老猫が居たりと、視聴した方達が自ら応援したくなる優しさが溢れるような施設と動物と関わる職員の取り組みだと伺える。

ミルクボランティアに限っても、一般に募集を行わずとも市の全体の職員で募集をかけるとボランティアが集まるという職員全体の助け合いの気持ちが醸成していると考えられる。

山形市動物愛護センターの施設の施工費は3億3千4百万円。

施工費内訳

建築工事費 174,744 千円☆

電気設備工事 49,140 千円☆

機械設備工事 63,720 千円☆

外構工事費 46,651 千円☆★

計 334,255 千円

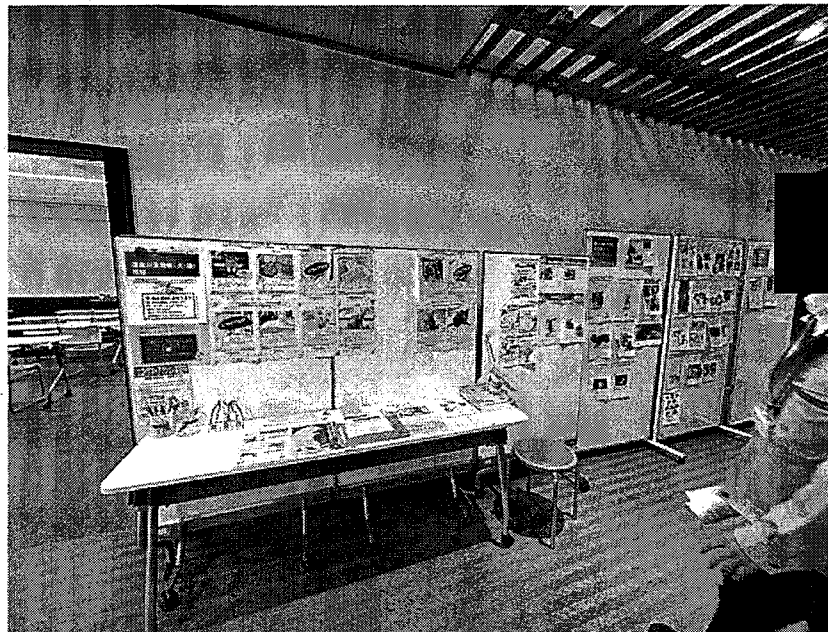
(★国庫補助対象 ☆起債対象)

国庫補助：生物多様性保全等推進費環境保全施設設備補助金補助率50%

起債充当率：75%

市町村振興資金充当率：起債充当残高の70%。

施設の施行には予算などの問題があるが、「山形市動物愛護及び管理に関する条例」や譲渡前講習会、トライアルの期間の設置、人と猫の共生社会安心プロジェクトの猫の不妊・去勢手術補助金が使える猫の対象が、多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼育で近隣住民から苦情が寄せられる飼い猫など用途が広く、使える病院の範囲も県全体としていたり、動物愛護の絵画コンテストをしていたり、新しい飼い主、行方不明搜索掲示板やホームページの掲載など、高額の予算を必要とせずとも出来る、本市への取り組みとして活用するべき点がとても多い。



(センターで譲渡対象の猫を掲示)



(一般の方の里親募集などのチラシが掲示されている)

施設設備においても、取り組みにおいても本市でも参考に留まることなく、これまで以上に政策提言し、本市の犬猫の殺処分0に向けた取り組みや人と動物にやさしいまちづくりの為に提言していく。

山形市動物愛護センター（わんにゃんポート）について

1. センターの概要

狂犬病予防法で設置が義務付けられている犬の収容施設と、動物愛護管理法に基づく動物の引き取りや負傷動物の保護機能を併せ持つ施設。

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、動物愛護精神や適正飼養の普及啓発を行うための拠点施設。

施設の概要

開設日	平成31年4月1日（中核市移行日）
住所	山形市大字船町1030-1
敷地面積	3,027.16㎡
建物面積	867.57㎡
主体構造	鉄骨造平屋建て
施工費	3億3千4百万円
設備等	観察室、診察室、処置室、保護室、譲渡対象動物室、ふれあい室、多目的ルーム、ボランティアルーム 等

施工費内訳	建築工事	174,744千円 ☆	十ニモ の
	電気設備工事	49,140千円 ☆	
	機械設備工事	63,720千円 ☆	
	外構工事費	46,651千円 ☆★	
	計	334,255千円	

（★国庫補助対象 ☆起債対象）

国庫補助：生物多様性保全等推進費環境保全施設整備費補助金
補助率50%

起債充当率：75%

市町村振興資金充当率：起債充当残額の70%

業務の概要

●「山形市動物の愛護及び管理に関する条例」より

○動物の愛護及び管理に関する法律規定する動物愛護管理センターとしての業務

- （1）第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- （2）動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- （3）特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- （4）犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- （5）動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

○次に掲げる事業

- (1) 狂犬病の発生防止等のための必要な措置に関すること
- (2) 動物の愛護及び適正な管理に係る市民の自主的な活動を支援するための施設の提供に関すること。
- (3) その他条例第1条の目的を達成するために市長が必要と認めること。

●その他

化製場等に関する法律に基づく業務…設置の許可や変更の届出の業務

化製場

獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設。

人員体制

(正職員) 事務職 3 名 (センター長含む)、獣医師 4 名
(会計年度任用職員) 狂犬病予防技術員 (7h/日) 5 名、
事務員 (5h/日) 1 名 計 13 名

窓口対応時間

午前 9 時～午後 5 時 (土日、祝日、年末年始を除く)

※収容動物の飼養管理は 365 日

管理費用

(主なもの・令和 6 年度予算)

委託業務	①市有施設ごみ収集等業務委託	285,000円
	②清掃業務委託	578,000円
	③警備業務委託	396,000円
	④設備保守点検等委託	2,144,000円
	⑤-1感染性産業廃棄物収集運搬処分委託	
	⑤-2除雪業務委託	(⑤-1と2合わせて)152,000円

光熱水費 3,790,000円

令和 6 年度
17 年

年 10
17 年 10 月 1 日
17 年 10 月 1 日

2. 動物の収容、保管、譲渡

収容

- ・動物愛護法 35 条第 1 項に基づく犬・猫の引き取り
犬又は猫の引取りをその所有者から求められたとき
- ・動物愛護法 35 条第 3 項に基づく犬・猫の引き取り
所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合
- ・動物愛護法 36 条第 2 項に基づく犬・猫の収容（負傷動物の収容）
道路、公園等の公共の場所において、負傷した犬、猫等の動物が発見された場合
- ・山形市動物愛護条例に基づく犬の収容
係留されていない飼い犬がいた場合

保管

- ・負傷動物の応急処置
- ・所有者不明の動物の公示
- ・収容動物の飼養管理
健康管理、給餌、清掃（食器、トイレ、ゲージ、床）
- ・譲渡判定
- ・譲渡対象動物の周知

譲渡

- ・譲渡前講習会
動物の譲渡を受けたい方には、事前に当センター若しくは山形県各保健所で行う譲渡前講習会を受講していただく。
当センターでは毎月 12 日に開催（臨時開催もあり）。
- ・トライアル
希望する犬猫を自宅で 10 日間ほど飼養し、相性等を見てみる。
- ・譲渡
譲渡調査票により、住居形態や家族の同意、終生飼養の意志の確認等を行い、適正飼養を誓う誓約書を提出してもらったうえで、譲渡を行う。

処分

治療を加えても生存することが出来ず、又は治療することがかえって苦痛を与え、若しくは長引かせる結果になる場合等、死期を早めることが適当であると判断した場合は、致死処分を行っている。

犬の収容等の状況 ()内は子犬頭数

	R 5年度	R 4年度	R 3年度	R 2年度
捕 獲 犬 頭 数	9(0)	13(0)	16(0)	17(0)
返 還 頭 数	8(0)	13(0)	14(0)	14(0)
負 傷 犬 収 容 頭 数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
返 還 頭 数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
引 き 取 り 頭 数	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)
譲 渡 頭 数	1(0)	1(0)	2(0)	4(0)
譲渡不適による致死処分頭数 (*1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
収 容 中 死 亡 頭 数	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)
致 死 処 分 頭 数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※1 譲渡不適：治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等のため、致死処分を行ったもの。

猫の収容等の状況 ()内は子猫頭数

	R 5年度	R 4年度	R 3年度	R 2年度
負 傷 猫 収 容 頭 数	97(30)	156(53)	93(27)	98(18)
返 還 頭 数	3(0)	1(0)	0(0)	4(0)
引 き 取 り 頭 数	40(10)	30(5)	16(0)	26(6)
返 還 頭 数	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
譲 渡 頭 数	90(28)	142(49)	86(21)	84(19)
譲渡率 (%)	65.7	76.3	78.9	67.7
譲渡不適による致死処分頭数 (*1)	6(0)	3(0)	4(0)	13(0)
収 容 中 死 亡	33(13)	22(8)	18(6)	17(5)
殺 処 分 頭 数	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

※1 譲渡不適：治癒の見込みがない病気やケガ等のため、譲渡不適判定を行ったもの。

3. 動物愛護・適正飼養の啓発活動

人と猫の共生社会安心プロジェクト

(1) 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業

目的 飼い主のいない猫による迷惑防止対策を進めるため、市内に住所を有する者又は市内に事務所もしくは住所を有する団体に対し、不妊・去勢手術費用に係る補助金を交付する。

補助対象 多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫。
市内に生息する飼い主のいない猫。

補助金額 メス：上限10,000円/件
オス：上限 5,000円/件

病院いく59

事業実績

年度	頭数			金額	備考
	不妊 (メ)	去勢 (オ)	合計		
R 2	1 2 4頭	7 9頭	2 0 3頭	1,387千円	メ8,000円
R 3	2 5 0頭	1 1 9頭	3 6 9頭	2,595千円	メ8,000円
R 4	2 6 2頭	1 8 6頭	4 4 8頭	3,550千円	
R 5	2 6 6頭	1 7 6頭	4 4 2頭	3,540千円	

GCF (ガバメントクラウドファンディング)

ふるさと納税制度を通じて、本市の猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業を広く発信し、適正飼養の普及啓発を図るとともに、市内外から財源を確保する。

株式会社トラストバンクが運営している「ふるさとチョイス」に登録。

○年度別実績

年度	目標金額	寄附金額	支援人数	達成率
R 2	1,000,000円	1,132,500円	78人	113.2%
R 3	1,300,000円	1,556,000円	71人	119.6%
R 4	2,000,000円	1,492,000円	68人	74.6%
R 5	2,000,000円	1,457,000円	57人	72.8%

○令和6年度の内容

募集期間

令和6年8月8日(木)から令和6年11月5日(火)まで(90日間)

目標金額 2,000,000円 All-in方式

返礼品 返礼品を設けず実施する。

寄附金の使途 猫の不妊・去勢手術費補助金交付事業に充当

(2) 地域猫活動団体等支援事業

飼い主のいない猫の適正な管理を図るため、地域猫活動を行う団体等に対して、活動に必要な物品を支給する。

対象者 市内に存する町内会

同一世帯ではない3人以上の市民で構成されるボランティア団体

支給物 猫用の餌、猫用のトイレ材を活動の対象としている猫の1か月分
1対象者につき年1回

[町内会と連携した猫迷惑防止対策]

野良猫等の被害を町内会の問題として捉えてもらい、町内会とボランティアやセンターなどが連携して、不妊去勢手術や猫の管理に取り組んでいる。

町内会	ボランティア	センター	エサやりさん
・事前周知 ・猫の把握 ・補助金申請書類の提出	・捕獲作業の補助、助言	・定期的な巡回 ・町内の調整 ・補助金交付 ・捕獲器貸出	・猫情報の提供 ・捕獲前のエサの制限 ・捕獲時の場所の提供 ・適正なエサ、トイレ管理

(3) 動物愛護教室・動物愛護絵画コンテスト

・動物愛護教室

子供たちが動物とふれあうことで、命の大切さを学び動物愛護の心が育まれ、心豊かに育つと考え市内の小中学校で実施している。

・動物愛護絵画コンテスト

令和6年度からの事業で、市内の小中学校を対象に動物愛護に関する絵画を募り、市内数か所で展示するとともに、やまがた動物愛護フェスティバルで入賞者の表彰を行った。109点の応募があった。

苦情・相談対応

センターへの市民からの苦情・相談は、犬では「放し飼い・逸走」「糞尿・悪臭」「引取り」に関する案件、猫では「引取り」「負傷」「糞尿・悪臭」に関する案件が多くなっている。犬・猫とも減少傾向となっている。

苦情・相談件数

犬苦情・相談	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
(1)負傷	1	2	1	0	1
(2)財産等被害	1	0	0	0	0
(3)放し飼い・逸走	41	27	40	52	54
(4)捨て犬	2	1	0	0	3
(5)多頭飼育	0	0	0	0	0
(6)糞尿・悪臭	13	27	29	4	13
(7)鳴き声	14	11	7	7	5
(8)虐待	4	2	2	1	8
(9)引取り	6	18	14	8	13
(10)その他(実数)	38	45	100	82	98
(その他内訳)					
咬傷	8	10	9	11	13
飼犬に関する	4	9	16	20	13
譲受希望/飼い主探し	7	12	29	34	53
他	16	14	46	17	19
犬苦情計	120	133	193	154	185

猫苦情・相談	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度
(1)負傷	90	129	87	94	59
(2)財産等被害	3	0	2	5	1
(3)放し飼い・逸走	23	22	-	18	36
(4)捨て猫	6	9	11	8	8
(5)多頭飼育	7	9	11	9	11
(6)糞尿・悪臭	44	64	70	47	73
(7)鳴き声	2	2	4	6	2
(8)虐待	3	6	3	5	3
(9)引取り	20	93	117	124	184
(10)その他(実数)	417	230	410	337	353
(その他内訳)					
飼い猫に関する	8	11	23	19	23
野良猫に関する(エサやり含む)	178	96	114	87	129
譲受希望/飼い主探し	82	55	160	117	145
死体	9	1	-	-	-
不妊・去勢の補助	69	36	-	-	-
捕獲(捕獲器)	18	2	-	-	-
その他	53	29	113	114	56
猫苦情計	615	564	715	653	730

※猫のトラブルに関する相談件数

R5=286件、R4=301件、R3=332件、R2=309件、R1=447件

イエローチョーク作戦

歩道等に放置されている犬のフンの周囲を黄色のチョークで囲むことで、困っている人がいることを飼い主に訴えかけ、犬のフンの持ち帰りを促す取組み。希望者にイエローチョークを配布する。

猫よけ器（超音波発生装置）

猫よけ器を最長14日無料貸し出す。

※貸出台数は1世帯又は1事業者当たり2台まで

新しい飼い主探し掲示板

飼い主が新たな飼い主を探している旨を、センター内の掲示板及びHPに掲示します。最長2ヶ月。

行方不明搜索掲示板

飼い主が行方不明になった犬・猫を探している旨を、センター内の掲示板及びHPに掲示します。最長2ヶ月。

4. 狂犬病予防

犬の登録、狂犬病予防注射の管理

生後90日を経過した犬は、登録・予防注射を受けなければならない。

平成12年度から、犬の登録、鑑札の交付、注射済票の交付、死亡届出の受理、登録事項の変更届出の受理、登録手数料の徴収、注射済票交付手数料の徴収の事務が県から市に移譲された。

山形市では、犬の登録や狂犬病予防注射済票交付などの事務を、一部、山形県獣医師会に委託している。

畜犬の登録数

年度	新規登録	登録総数	年度	新規登録	登録総数	年度	新規登録	登録総数
14	722	8,609	22	840	9,635	30	629	9,596
15	859	8,724	23	809	9,800	R1	558	9,564
16	806	8,804	24	713	9,824	R2	653	9,497
17	843	8,902	25	680	9,773	R3	645	9,503
18	899	8,963	26	782	9,899	R4	674	9,319
19	957	9,148	27	765	9,904	R5	651	9,117
20	1,026	9,339	28	708	9,909			
21	859	9,523	29	640	9,696			

狂犬病予防注射状況

年度	登録頭数	接種頭数	接種率
R1	9,564	8,553	89.4%
R2	9,497	8,345	87.9%
R3	9,503	8,329	87.6%
R4	9,319	8,146	87.4%
R5	9,117	8,023	88.0%

個人で
高い

5. 動物取扱業の規制

【動物取扱業登録・届出数】

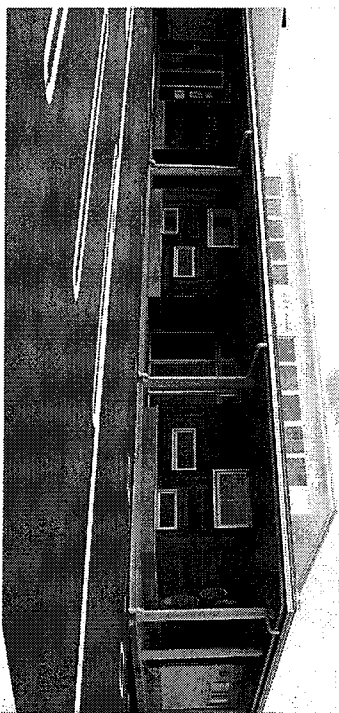
令和6年3月末 第一種 74登録 (110業種)
第二種 2登録 (2業種)

犬 8

40匹

猫 20

人と動物との調和のとれた共生社会の
実現を目指し、動物愛護精神や適正飼養の
普及啓発を行うための拠点施設です。



業務内容

job description

1 狂犬病予防に関すること

- 犬の登録
- 狂犬病予防注射に関すること
- 犬の捕獲・収容・返還



2 動物の愛護及び管理に関すること

- 動物愛護精神及び適正飼養の普及啓発
- 動物取扱業に関すること
- 特定動物に関すること
- 迷子の犬や負傷した犬猫の収容と管理
- 収容された動物の譲渡・譲渡前講習会の実施
- ペットの飼育に関する相談

窓口対応時間

reception hours

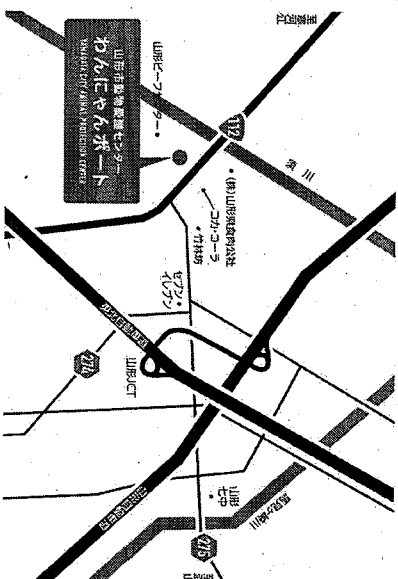
午前9時～午後5時 ※土日、祝日、年末年始を除く

アクセス

800888

「寒河江/スターミナル方面行」で「石橋」下車後
徒歩約5分

山形駅から国道112号を寒河江方面に約30分



山形市公式ホームページ「なんたつやまがた」

URL <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

譲渡前講習会、譲渡対象の犬猫の情報は

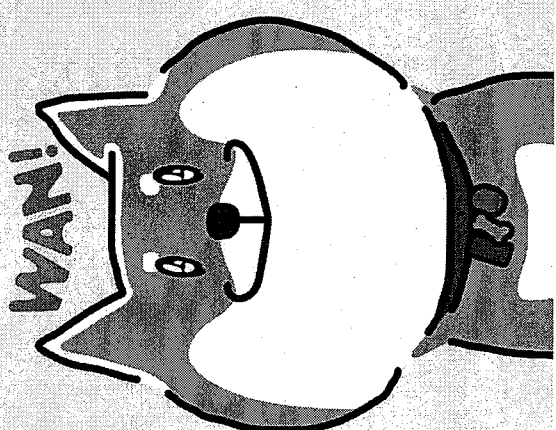
山形市公式ホームページのトップから「譲渡前講習会」「譲渡」で検索
「新しい飼い主を募集しています」ページをご覧ください。

保護・収容されている動物の情報は

山形市公式ホームページのトップから「保護・収容」で検索
「保護・収容（犬・猫）情報」ページをご覧ください。

山形市動物愛護センター わんにゃんポート

〒990-0894 山形市大字松町1030-1 TEL.023-681-1210 FAX.023-681-1211
E-mail wannyan@city.yamagata-yamagata.lg.jp

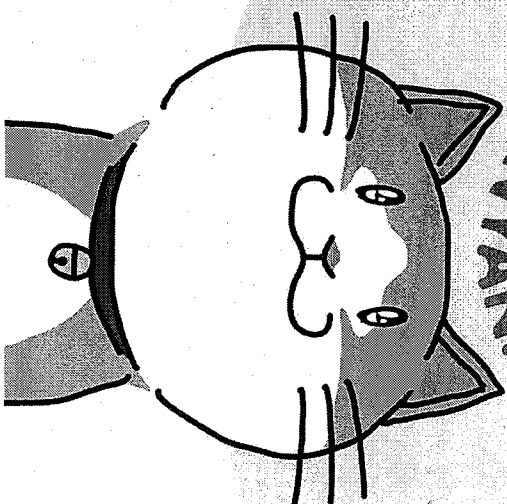


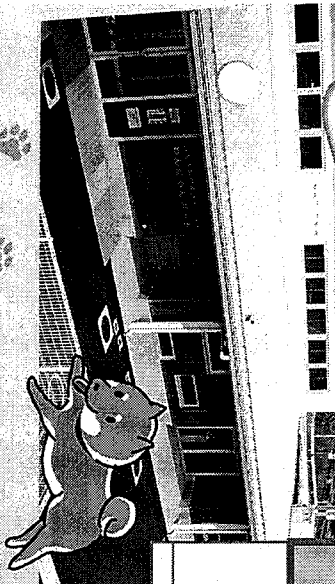
山形市動物愛護センター

わんにゃん
ポート

山形市

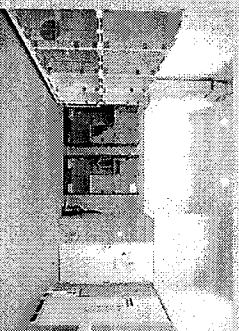
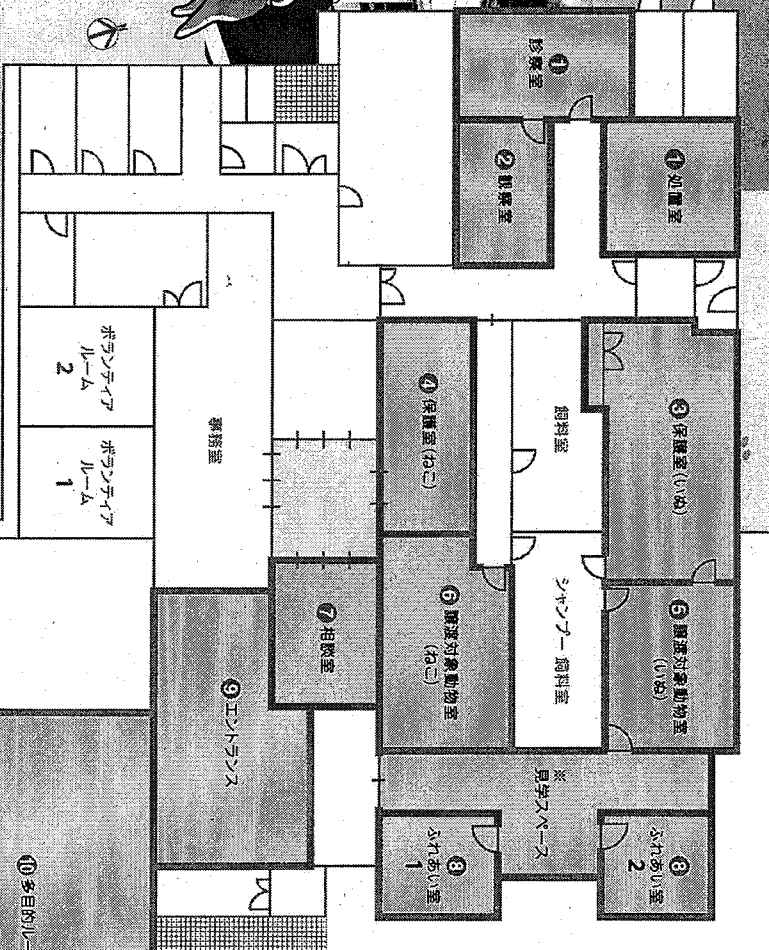
NYAN!





① 診察室・処置室
 収容した負傷動物の状態を獣医師が診察したり、応急処置やワクチン接種などを行う部屋です。

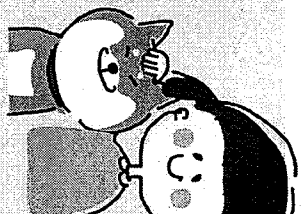
② 観覧室
 病気の疑いのある動物を隔離して、経過観察をする部屋です。



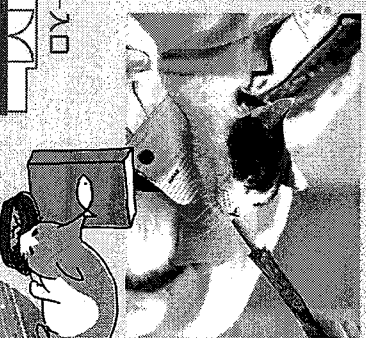
⑥ 譲渡対象動物室(ねこ)
 譲渡対象の猫を見学できる部屋です。

- ③ 保護室(いぬ) 収容した犬を飼育する部屋です。
- ④ 保護室(ねこ) 子猫などの免疫力の低い猫を飼育する部屋です。
- ⑤ 譲渡対象動物室(いぬ) 譲渡対象の犬を見学できる部屋です。
- ⑦ 相談室 犬の登録や動物の飼い方などのご相談を受ける部屋です。

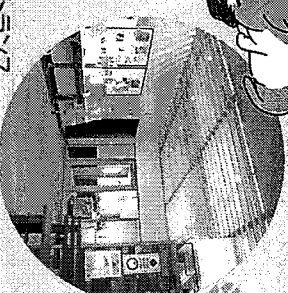
※ 見学スペースから犬・猫の様子を見ることが出来ます。
 注意：譲渡対象の動物とふれあう際は必ず譲渡前講習会を受講していただく必要があります。



⑧ ふれあい室1,2
 相性を確認することが出来ます。

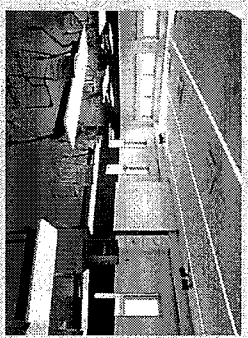


⑨ エントランス
 センター内の譲渡対象動物や個人で迷子になった動物を探している方・新しい飼い主を探している方の情報を提供するスペースです。



⑩ 多目的ルーム

動物愛護に関する講座や犬のしつけ方教室・譲渡前講習会などを行う部屋です。動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を目的に使用するなどの場合は貸し出しも行っています。



現金出納簿

支出科目(事務費)

(No. 1)

年 月 日	番号	支出金額(円)	累計額(円)	支 出 内 容
6 9 18	1	275	275	令和6年度タブレット端末通信料 (9月)
7 3 31	3	1,650	1,925	令和6年度タブレット端末通信料 (10月～3月)
計		1,925	1,925	

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (/)

福島市（財務会計）

納入通知書・領収書

〒
住 所 福島市五老内町3-1
一心会
二階堂 利枝

令和 6 年度 所属 30751000 議会事務局総務課
会計 01 款 22 項 05 目 02 節 33
細節 06 雑入

金 額	¥275 円
納 期 限	令和 6 年 9 月 17 日
摘 要	令和6年度タブレット端末通信料政務活動費分（令和6年9月分）
納入場所	福島市収納金融機関 (ただし、本納入通知書はゆうちょ銀行では使用できません)

上記のとおり納入してください。

令和 6 年 9 月 2 日

福島市長 木幡 浩

<お問い合わせ先>

福島市役所
議会事務局総務課
TEL (024)535-1111(代表)

上記の通り領収しました。

納入者保管 C



この領収書は、大切に保管してください。

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. (3)

福島市（財務会計）

納入通知書・領収書

〒
住 所 福島市五老内町3-1
一心会
二階堂 利枝
様

令和 6 年度 所属 30751000 議会事務局総務課

会計 01 款 22 項 05 目 02 節 33

細節 06 雑入

金 額	¥1,650 円
納 期 限	令和 7 年 3 月 17 日
摘 要	令和6年度タブレット端末通信料政務活動費分（令和6年10月～令和7年3月分）
納入場所	福島市収納金融機関 （ただし、本納入通知書はゆうちょ銀行では使用できません）

上記のとおり納入してください。

令和 7 年 3 月 3 日

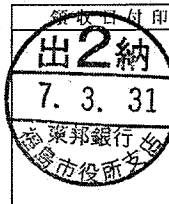
福島市長 木幡 浩

<お問い合わせ先>

福島市役所
議会事務局総務課
TEL (024)535-1111(代表)

上記の通り領収しました。

納入者保管・C



この領収書は、大切に保管してください。